

〈書評〉

田代菊雄『日本カトリック社会事業史研究』

を読んで

丸山雅夫

I

以下に取り上げるのは、田代菊雄教授（ノートルダム清心女子大学家政学部、社会福祉学専攻）の『日本カトリック社会事業史研究』（1989年、法律文化社、3,090円）という著作である（以下、「本書」という）。

本書は、タイトルからも明らかなように、我が国のカトリック（個人および団体としての）が主体となつて行なわれた社会事業を通史的に検討するものであるが、直接の対象は、キリシタン時代から第2ヴァチカン公会議（1962～1965年）までの主としてカトリック社会事業（社会福祉事業）施設である。第2ヴァチカン公会議以降については、カトリック内部での変化等の流動的要因が多いことから、本書では触れられていないし、保育所（託児所）についても、幼児教育との関連でまとめた方がよいとの配慮のもとに、検討対象から除外されている。このような留保を付したうえで、本書は、キリシタン時代、明治期、大正・昭和初期（第2次大戦前）、第2次大戦後という一応の時代区分をし、それぞれの時代における社会的状況やカトリックの一般的状況等の叙述を交えながら、総計200近くの施設（史）を紹介したうえで、各時代におけるカトリックによる事業の意義を検討している（施設数については、同一施設が重複して紹介されたり、単に施設名のみが挙げられていたりするものがあるために、正確には特定が困難である）。本書では、序章「カトリックと社会福祉」、第1章「キリシタンの慈善事業」、第2章「明治期のカトリック慈善事業」、第3章「大正・昭和初期（第2次大戦前）のカトリック社会事業」、第4章「第2次大

戦後のカトリック社会福祉事業」, 終章・補論「近代日本社会事業と社会福祉の歩み」から構成される本論にほぼ200頁が充てられ, 詳細な「日本カトリック社会事業関係年表」と「日本カトリック社会福祉施設一覧」(児童施設, 老人福祉施設, 医療施設, 保育施設)が, 約60頁にわたっていわば資料として付されている。

本書で対象とされた事業(活動)や施設の数には膨大なものであり, それらの内容について詳細に紹介することは到底不可能である。そこで, 以下では, 本論の部分を中心として著者の見解に言及したうえで, 若干の感想めいたものを述べさせていただくことにする(なお, 単に頁数のみを引用している場合は, いずれも, 本書のそれである)。

II

本書の導入部分をなす序章(1頁~13頁)においては, カトリックと社会福祉との基本的な関係が明らかにされている。特に, ①カトリックによるカリタス(愛)の実行としての慈善事業の源泉が, 「さあ, わたしの父に祝福された人たち……お前たちのために用意されている国を受け継ぎなさい。わたしが飢えていたときに食べさせ, のどが渇いていたときに飲ませ, 旅をしてきたときに宿を貸し, 裸のときに着せ, 病気の見舞い, 牢にいたときに訪れてくれたからだ。」という言葉(マタイ福音書25・31以下)や, 「隣人愛」の教え(ルカ福音書10・25以下, ヨハネ福音書15・12以下)に求められるということ, ②ヨーロッパの中世までの慈善・救済の諸活動がローマ・カトリック教会によって独占的に担当されてきたこと, および, ③近代における慈善・救済事業が女子修道会を中心とした活動修道会によって行なわれてきたこと, が示されている。これらの事実から, 著者は, 「イエス・キリストの教えに始まり, 初代教会から近代まで慈善, 救済事業は, 組織的にそして継続して実施されてきた。そして, この教会の事業を継承して, 現代の社会事業, 社会福祉事業となったといえるのではないかと思われる」とするのである(1頁)。

第1章(14頁~31頁)では, 聖フランシスコ・ザビエル来日(1549年)から

鎖国令（1639年）までの、いわゆるキリシタン時代が扱われている。この時期のキリシタンは、当初、山口から豊後府内そして長崎へとその中心地を移しながらも盛んな布教活動を行っていたが、禁教令にもとづく迫害や、サン・フェリッペ号事件を契機とした26聖殉教者の処刑に代表される弾圧、信者等の国外追放といった迫害を受けた後、鎖国令によって日本歴史の表面からは完全に姿を消した。この時代後半のキリシタン史は壮絶な殉教史として有名であるが、信者数は、対照的に、禁教令そして殉教者が出てから飛躍的に増加している（秀吉の禁教令の出た1587年の20万人が、1605年には75万人となっている）。それとともに、当時のキリシタンが社会的活動において果たした役割も、特に慈善・救済・医療といった面において計り知れないものがあったようである。たとえば、山口の信徒達が自発的に天主堂の門前に喜捨箱を置いて献金を集めて施与をし、また毎月1回貧民に施米をするために義捐米を入れる櫃を設けていたこと（1553年）や、近代西洋医術を施す我が国最初の施設であり病院という形での我が国最初の救済施設でもあった豊後府内病院の設立（1557年）、各地におけるミゼリコルヂャの活動が紹介されているのをはじめとして、救貧・育児・医療の各方面における計8の事業ないしは施設の存在が、著者によって確認のうえ言及されている。この時期における事業の特色は、信徒が自発的かつ積極的にそれらに参加していたことであり、「この信徒の自発性に、二百数十年間パードレもイルマンもいない迫害の中であって、潜伏キリシタンが生き生きとその信仰を守りつづけた一つの理由があるように思われる」とされるのである（30頁）。

第2章（32頁～103頁）では、明治期の慈善事業が対象とされている。幕末の禁教令下における潜伏キリシタンの発見（キリシタンの復活）と、それに続く「浦上四番崩れ」（信徒らが「旅」と呼んだ一村総流罪）等の大迫害を経験した後、明治新政府によるキリシタン禁制の高札撤去によって、キリスト教は、1871年以降我が国において黙認されることになった。キリシタン禁制の高札撤去にともなって信徒らの「旅」も終わり、彼らの帰村が進められたが、それと同時に、信徒らを中心とした慈善事業がすでに開始されている。その代表として、

ド・ロ神父、岩永マキらを中心とした医療救済活動や、近代児童福祉事業の最初のもつと見られる浦上養育院、鯛之浦養育院、奥浦村慈恵院の活動、および組織的な授産事業としての出津救済院の活動や、近代日本における救ライ事業の先駆となる神山復生院の活動（テストウィド神父の救ライ事業）が詳細に紹介されている。これらの事業は当初は個人的なものとして始められたようであるが、その後次第に「女部屋」と呼ばれる準修道会に見られるような組織的なものとなり、この点に、キリシタン時代における事業と対照的な特色が見い出される。また、この時期には外国からの修道会の来日が多くなり、それらによって活発な慈善事業が行なわれたことも、特色のひとつとして挙げられる。その例として、サン・モール会とその貧児教育事業、幼きイエズス修道会とその育児事業、シャルトル聖パウロ修道女会とその救済活動、マリアの宣教者フランシスコ修道女会とその救ライ事業、聖霊奉侍布教修道女会とその育児・医療事業を中心として、計40近くの施設ないしは活動への言及がなされている。そして、これらの事実を背景として、著者は、「明治期のカトリック慈善事業は、棄児・貧児に対する育児事業と、当時社会から見捨てられ、厭われたライ病者に対する救済事業に」その一般的特色があることを指摘したうえで（89頁）、「慈善事業そのものに一般のカトリック信者はあまり関係していなかったように思われる。宣教師や修道女といったいわば聖職者のみによって担われていたようである。この点、一般信徒によって推進されたプロテスタントの慈善事業と違うだけでなく、十六、十七世紀のキリシタンの慈善事業とも違っている」という個別的な特色を指摘し、「それは、明治期のカトリック教会の宣教姿勢にかかわってくるのであるが、信徒は保護され、指導される立場にあった」ことにその理由が求められるとしている（85頁）。

第3章（104頁～147頁）では、大正期および昭和初期の事業が扱われている。この時期は、大正デモクラシーを背景として登場した「社会事業」概念が定着、一般化していく時期であると同時に、日本において創立された女子修道会（邦人修道会）が社会事業に献身した時期でもあった。まず、大正期の事業として、日本訪問童貞会（聖母訪問会）および聖心愛子会（聖心の布教姉妹会）による

育児・医療（特に結核を対象とした）事業等が、約20ヶ所の施設の紹介とともに言及されている。次いで、大正末期から昭和初期にかけての事業として、岩下壮一神父（神山復生病院）の活動、および特に結核を対象とした戸塚文卿神父やフロジャック神父の医療事業を中心に、福音史家聖ヨハネ布教修道会、ベタニア修道女会、マリアの宣教者フランシスコ修道女会、聖ビンセンシオの愛徳姉妹会、コングレガシオン・ド・ノートルダム修道会の活動をも紹介しながら、20を越す施設や活動が言及されている。さらに、第2次大戦までの昭和期の事業として、お告げのフランシスコ姉妹会、宮崎カリタス修道女会、サレジオ会、扶助者聖母会、マリアの宣教者フランシスコ修道女会、聖ドミニコ女子修道会、善き牧者愛徳の聖母修道会による育児・養老事業を中心とした諸活動（約10ヶ所の施設）についての言及が見られる。この時期を通じての特徴は、①教会法上正式に認可された邦人修道会が誕生し、それらが設立当初から社会事業（特に医療事業）に積極的に関わっていたこと、②児童・老人の救済という明治期以来の傾向に加えて、医療事業なかんづく結核患者に対する救済事業が積極的に行なわれたこと、③公教青年会やヴィンセンシオ・ア・パウロ会、各大学を中心としたカトリック研究会等の活動に代表されるように、宣教師や修道者以外の一般信徒がこれらの事業に積極的に参加するようになったこと、にあるとされている（140頁以下）。そして、このような特色のなかにも、「その時々にも最も必要とされる、そしてそうでありながら、最も見捨てられていた領域の救済・援助活動をしていた」という、時代を超えたカトリック社会事業の普遍的意義を見出すことができるのである（184頁）。

第4章（148頁～185頁）では、第2次大戦後から1960年代半ばまでの事業が対象とされている。この時期は、我が国が戦後の困窮状態から完全な経済的復興を遂げるまでの時期であると同時に、日本国憲法による生存権の保障と「社会福祉」概念の登場にともなって、民間社会福祉事業が活発になった時期でもある。この時期のカトリックは、戦後ただちに開始された共同募金やLARA（アジア救援公認団体）救援物資に積極的に関わっただけでなく、修道会を母体とした種々の社会福祉事業に関わっている。その例として、児童福祉・

老人福祉・医療事業を中心に、聖心愛子会（聖心の布教姉妹会）、殉教者聖ゲオルギオのフランシスコ修道会、ベタニア修道女会、クリスト・ロア宣教修道女会、サレジオ会、宮崎カリタス修道女会、聖母の騎士修道会（コンベンツアル・フランシスコ会）、けがれなき聖母の騎士聖フランシスコ修道女会、マリアの宣教者フランシスコ修道女会の施設をはじめとする100近くの施設が紹介しないしは言及されている。また、個人による救済活動として、ゼノ修道士（世間一般では、ゼノ「神父」と呼ばれている）の精力的な諸活動が紹介されている。この時期の特色は、「圧倒的に児童福祉施設が多いが、次に目に付くのは、医療施設である」ことに求められる（182頁）。このような特色は、国民全体が飢餓線上をさまよっていたという、終戦直後の我が国の状況からもたらされたものと言ってよいであろう。他方、施設の運営という面においては、社会福祉法人が憲法にいう「公の支配」に属するものとみなされるようになったことから、公費の支給・助成の途が開かれ、それ以前の時期に見られたような財政的苦労はなくなったようである。しかし、それと同時に、魂の救済という意味で洗礼に導こうとする努力がしにくくなったり、毎日のミサ（礼拝）に参加させることもなくなったりして、「カトリックという宗教施設の面が希薄にならざるを得なくな」り、「財政的な苦労が少なくなったのと、引き換えにカトリックと云う宗教色を全面に打ち出しにくくなった」のも事実である（183頁）。

終章・補論（186頁～198頁）においては、第2章から第4章で扱った各時期に対応する形で、明治期以降の我が国の社会事業ないしは社会福祉事業の歩み、およびそれらに関する法制の流れ（変化）が手際よく概説されている。

III

個人や団体の区別を問わずカトリックが主体となって行なわれた我が国の社会事業については、「天主教の人達が我が国の社会事業史に於いて特に感謝されねばならないことは、其の癩患者に対する救護事業に於いてであろう。まことに我が国に於ける癩事業の母は天主教の童貞女達であったのである」といった指摘（生江孝之『日本基督教社会事業史』（教文館出版部、1931年）83頁）

に見られるような一部の積極的な評価があることを別にすれば、これまでほとんど意識的には論じられてこなかった（研究の対象にすらされてこなかった）と言ってもよいようである。もっとも、カトリック社会事業に関わった人々について、個人の著作集や伝記のような形で公刊されるという例がなかったわけではない。むしろ、そのような形での公刊物は比較的多く、著作集の例としては、『岩下壮一著作集』全9巻（中央出版社，1961年—）や『戸塚文卿著作集』全5巻（中央出版社，1964年—）等を挙げることができるし、伝記的なものの例としては、五十嵐茂雄『フロジャク神父の生涯』（緑地社，1964年）や片岡弥吉『ある明治の福祉像——ド・ロ神父の生涯』（日本放送出版協会，1977年）、枝見静樹『かぎりなき愛・ゼノの生涯』（富士福祉事業団，1985年）等を挙げることができる。しかし、それらのいずれにおいても、個々の社会事業に対するそれぞれの人々の関わり方や位置づけが一定程度明らかにされてはいるものの、カトリック社会事業全体との関わりについては断片的にしか言及されていなかったばかりでなく、主としてそのことを念頭に置いて書かれたものもなかったようである。このような事情は、「日本における社会福祉の研究、教育の面では、カトリックはプロテスタントに、そして仏教にもはるかにおくれていることを率直に認めざるを得ない」として、著者によって明確に認識されていたことでもあった（田代不二男『社会福祉とキリスト教』（相川書房，1983年）134頁。著者は、第7章「キリシタンの貧民救済」および第8章「明治維新後のカトリックと社会福祉」を分担執筆している）。本書は、まさに、著者のこのような認識を出発点として書かれたものである。我が国のカトリック社会事業の実態およびそれに関わった人々や施設について通史的に紹介したうえで分析、検討したものはおそらく本書がはじめてであり、何よりもその点に、本書の最大の特色と功績を見ることができる。なお、本書のための基礎的調査・研究は遅くとも1983年の段階では着手されており（256頁）、先に引用したような認識を示した時点では、著者は、すでに、本書のような形の業績を公にすることについての一定程度の成算ないしは確信を持っていたであろうことが推測される。

このような特色に加えて、本書にはいくつかの一般的特色ないしは個別的特色が見られるが、ここでは、特に、本書が各施設の文書資料の収集分析や実際の訪問調査といった方法でできる限り正確な事実にもとづいて記述するという姿勢に貫かれていることだけを指摘しておこう。たとえば、本書で紹介されている浦上養育院における年次別収容児童数や奥浦慈恵院における年次別収容児童数をはじめとする表（90頁以下）は、いずれも、かろうじて現存する棄児名簿・戸籍簿（浦上養育院）、戸籍騰写簿・洗礼簿（奥浦慈恵院）、記録簿・洗礼簿（鯛之浦養育院）を現地で実際に閲覧調査したうえで、引用ないしは作成されたものである。しかも、これらの表を作成するためだけでも、著者は、2度にわたる現地調査を行なっている。これらの表によって、我々読者は、明治期の棄児・貧児に対するカトリック育児事業の実態の一端を明らかにすることができる。すなわち、これらの表は、①収容児童の多く（大部分）が施設収容後ごく短期間のうちに死亡してしまっていること、②そのため、子供たちの生命を救済するという意味では、当時の諸活動ははなはだ効率の悪いものであったということ、③しかし、子供たちの世話をした人々には生命の救済の効率性のみを目ざすといった認識はなく、むしろ人間の生命の尊厳に奉仕することによって魂の救済を目ざしていたであろうこと（著者は、この点に、現在のマザー・テレサの諸活動との共通性を見出し、カトリック社会事業の普遍的意義を見ている）、を我々に教えてくれるのである。これらの表のような生の資料も、本書のような形で公にされることがなかったとしたならば、おそらくは各施設に死蔵されたままに終るかいずれは散逸してしまうという運命をたどり、当時の状況もまた明らかにされないままに終わったのではないかと思われる。これらの生の資料の一部に光を当てたという意味においても、本書の持つ意義は大きいものがある。もっとも、本書が歴史研究のひとつの形態をとっていることや、西洋法制史の分野から研究生活に入ったという著者の経歴からすれば、一次資料を重視するという姿勢はごく当然のことだと言えなくもない。しかし、それにしても、浦上養育院等の2度にわたる訪問調査からもうかがわれるように、本書で利用した資料の収集、発掘のための苦労が並大底のものでなかったこと

だけは容易に想像されるのである。

他方、それぞれの事業や活動、施設についての叙述を個別的看着に見てみると、その創立から内容そして現状にわたって詳細に紹介されているものがある反面で、なかには、玫瑰塾や聖若瑟教育院、トラピスト学園の育児・孤児教育事業などのように、ごく概略についての言及にとどまっているものも少なくない。特に、第2次大戦後の施設に関する叙述は、概して平板である。おそらくは、資料的な制約があったことや、時期的にいまだ確たる評価を下すまでには至らなかったために、とりあえず本書ではその程度の言及ないしは叙述にとどめざるをえなかったのではないかと推測される。それらのものについては、著者による今後の解明に期待したい。なお、本書では、カトリックの社会事業を軸とした構成がとられているために、各時期における社会事業一般ないしは対応する法制度との関わりについては、各章でかならずしも十分に論じられているというわけではない。「近代日本社会事業と社会福祉の歩み」を終章・補論として個別に論じなければならなかったのも、この点に理由があったと言えよう。ただ、資料の「日本カトリック社会事業関係年表」において、「キリシタン慈善事業・カトリック社会事業・カトリック社会福祉事業」、「カトリック教会」、「法制その他」の3者の関係を並行的に示すことによって、それを有効に利用することで各時期におけるそれぞれの対応関係が容易に把握できるよう配慮されており、この点は十分にカバーされている。

最後に、問題の重要性を著者自身十分に自覚したうえで今後の課題として留保されていることではあるが、第2ヴァチカン公会議以後のカトリック社会福祉事業についての早い時期での解明を期待したい。第2ヴァチカン公会議を契機としてカトリック教会は内部的にも大きな転換を遂げた（少なくとも現在遂げつつある）が、そのことがカトリック社会福祉事業にどのような影響を及ぼしている（及ぼしつつある）のかは、重大な関心事であると言わなければならない。それは、同時に、第2ヴァチカン公会議とほぼ時を同じくして顕在化してきた我が国の社会福祉における新しい傾向（特に、高齢化社会の急速な形成と老人福祉問題）とカトリック社会福祉事業との関わりについて光を当てるこ

とでもある。なお、本書においては、各時期におけるカトリック社会事業の意義や評価については比較的詳細に言及されているが、キリシタン時代から第2ヴァチカン公会議までの全体を通してのそれについては、残念ながら、まとまった形ではほとんど言及されていない。本来であれば、それは、本書の「まとめ」のような形で総括されるべきものであったように思われる。もっとも、それは、各章毎の検討を通してすでに相当程度明らかになってはいるし、何よりも、著者としては、第2ヴァチカン公会議以後のカトリック社会福祉事業の実態を解明した後に、改めてカトリックの社会事業全体に対する評価や意義づけを行なうことを意図されているのだと思われる。ただ、カトリック教会自体が大きな転換期を迎える以前のカトリック社会事業の全体についてその評価や意義づけを行なうことは、第2ヴァチカン公会議以後のカトリック社会福祉事業の実態を解明していくうえで、ひとつの前提ないしは出発点になるものであると言ってよいであろう。その意味で、キリシタン時代から第2ヴァチカン公会議までの全期間を通してカトリック社会事業が担ってきた役割や意義について、現時点で何らかの形で明らかにされておかれることを期待したい。

以上のように、本書は、第2ヴァチカン公会議以降との関係では未完の部分を残しながらも、従来ほとんど意識されてこなかった、あるいは意識されながらも手がつけられてこなかった未開拓の分野について、意欲的に論じた貴重な先駆的業績である。もちろん、本書で扱われた事業や活動等については、異なった立場からの見方や評価もありうるであろうし、他の研究者によって今後新たに付け加えられるものも決して少なくないと思われる。しかし、そのいずれの場合であっても、カトリック社会事業に限らず社会事業一般について論じる際に、本書を抜きにしてそれらを論じることができないということだけは、疑いのない事実なのである。